

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター  
中期目標  
(第三期)

## 目 次

### 中期目標の基本的な考え方

- 1 中期目標の期間
- 2 都民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
  - (1) 高齢者の特性に配慮した医療の確立・提供と普及
  - (2) 高齢者の健康長寿と生活の質の向上を目指す研究
  - (3) 医療と研究とが一体となった取組の推進
  - (4) 高齢者の医療と介護を支える専門人材の育成
- 3 業務運営の改善及び効率化に関する事項
  - (1) 地方独立行政法人の特性を生かした業務の改善・効率化
  - (2) 適切な法人運営を行うための体制の強化
- 4 財務内容の改善に関する事項
  - (1) 収入の確保
  - (2) コスト管理の体制強化
- 5 その他業務運営に関する重要事項（法人運営におけるリスク管理の強化）

## **中期目標の基本的な考え方**

東京都（以下「都」という。）は、平成21年度に地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター（以下「法人」という。）を設立した。その目的は、「高齢者のための高度専門医療及び研究を行い、都における高齢者医療及び研究の拠点として、その成果及び知見を広く社会に発信する機能を發揮し、もって都内の高齢者の健康の維持及び増進に寄与すること」であり、法人は、大都市東京における超高齢社会の都市モデルの創造の一翼を担うことを理念に掲げている。

こうしたことを踏まえ、法人は、設立以来、病院部門においては、高齢者の死亡・要介護の主要な原因である血管病、高齢者がん及び認知症を重点医療と位置付け、これらを始めとする高齢者医療の充実を図っており、平成25年度の新施設移転に伴い整備した最新の設備や機器を活用し、難易度の高い鑑別診断や低侵襲な治療を提供するなど、医療提供体制を一層強化している。

研究部門においては、老化メカニズムや高齢者に特有な疾患、高齢者の社会参加など、多様な分野にわたる研究を推進し、高齢者を取り巻く課題に総合的に取り組んでいる。

また、地方独立行政法人としての自律性を發揮し、より効率的・効果的に業務を推進するとともに、法人運営の基礎となる経営基盤の確立に取り組んでいる。

改めて都の状況をみると、団塊の世代が後期高齢者となる2025年（平成37年）には高齢化率は23.3%、2030年には24.3%となり、都民の約4人に1人が高齢者となると予測されるなど、高齢化が急速に進展している。

今後、血管病、高齢者がん、認知症などの更なる増加が見込まれるほか、高齢者は、複数疾患を抱えることやサルコペニア、フレイルなどの老年症候群や生活機能障害を有することが多く、求められる高齢者医療・医学の在り方も、従来の臓器機能の維持・回復を目指した「治す医療」から生活機能の維持・回復もを目指した「治し支える医療」へと変化している。

こうした中、都は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、「東京都高齢者保健福祉計画」に基づき、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が日常生活の場で切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築に向けて様々な施策に取り組んでいる。

また、「東京都地域医療構想」では、将来にわたって東京の医療提供体制を維持・発展させていくため、「2025年の医療～グランドデザイン～」を掲げ、その実現に向けた取組を推進している。

さらに、平成29年度中には「東京都高齢者保健福祉計画」及び「東京都保健医療計

画」を改定する予定である。

法人は、これまで高齢者を取り巻く種々の課題に取り組んできたが、今後も、都における高齢者医療・研究の拠点として、更にその成果の普及・還元を強力に推し進めるとともに、医療・研究で培った知見を踏まえ、高齢者の医療と介護を支える人材の育成を推進することが求められる。

以上のことから、平成30年度から始まる第三期中期目標期間においては、これまで培った技術・知見、病院と研究所が一体化した法人である強みを生かし、高齢者が安心して暮らし続けることができる大都市東京にふさわしい地域包括ケアシステムの構築に寄与しなければならない。

経営面においては、これらの業務を確実に遂行するために、常に業務運営の改善を図り、収入の確保及びコスト管理に努め、法人の経営基盤をより一層強化することが重要である。

法人がその役割を確実に果たし、公的な医療・研究機関としての存在意義を高めていくため、都はこの中期目標を策定し、法人に指示する。

法人は、中期目標の達成に向けて中期計画及び年度計画を作成し、着実な業務運営を行うとともに、その実績を評価・検証し、必要に応じて見直しを行うなど、絶えず自己改善に取り組むものとする。

## 1 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とする。

## 2 都民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### (1) 高齢者の特性に配慮した医療の確立・提供と普及

高齢者の特性として、複数疾患を抱えていること、老年症候群や生活機能障害を有することなどが挙げられる。こうした特性に配慮し、高齢者医療には、生活機能の維持・回復をも目指した「治し支える医療」が求められる。

法人では、前身である東京都老人医療センターの時代から長きにわたり、高齢者医療の専門病院として、高齢者の生活の質を重視した全人的・包括的医療やCGA（高齢者総合機能評価）に基づくチーム医療等が実施され、今も継承されている。こうした高齢者の特性に配慮した医療こそが、今求められている「治し支える医療」とと言えよう。

高齢化が急速に進展する中、高齢者が状態に応じて適切な医療を受けることができ

るようにするためには、都全域に「治し支える医療」を普及させることができますます重要となっている。

このため、法人は高齢者医療を引き続き充実させるとともに、これまで提供してきた「治し支える医療」が「高齢者医療モデル」として2025年の東京における高齢者医療のスタンダードになり、地域の医療機関において提供されることを目指し、その確立と普及に取り組む。

また、区西北部二次保健医療圏の急性期病院として、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域医療の体制の確保に貢献する。

## ア 三つの重点医療を始めとする高齢者医療の充実

重点医療の一層の充実を図るとともに、その他の診療分野においても高齢者に特有な疾患に対応した専門医療を提供する。

複数疾患や老年症候群・生活機能障害等を有する高齢者には、退院後の生活を視野に入れた治療、リハビリテーションや入退院支援等が必要であり、高齢者の特性に配慮した医療の提供に更に努めるとともに、これらの取組を通じて得られたノウハウを踏まえ、高齢者医療モデルの確立と普及に取り組む。

### (ア) 血管病医療

- 血管病医療においては複数の診療科が密接に関連するため、診療科間の連携強化を図り、患者を積極的に受け入れる。
- 第一期及び第二期中期目標期間を通じて強化した医療提供体制の下、引き続き高齢者の多様な症例に適切に対応し、高度かつ低侵襲な医療を提供する。

### (イ) 高齢者がん医療

- 高齢者の生活の質の維持・向上に配慮し、高度かつ低侵襲な医療を提供する。
- 集学的ながん治療の提供体制を確保し、標準的治療を提供するとともに、がん診療に関する相談体制の強化、緩和ケアの充実等を図る。

### (ウ) 認知症医療

- 病院と研究所との連携による診断法・治療法の開発などにより、認知症医療の進歩に貢献する。
- 区西北部二次保健医療圏における地域拠点型認知症疾患医療センターとして、高度な専門性や医療体制を生かし、地域における認知症医療の体制強化を推進する。
- 身体疾患で入院する認知症症状を有する患者に対し、院内の連携体制を確保することにより、認知症症状を悪化させず、適切な医療を提供する。

## **(エ) 生活機能の維持・回復のための医療**

- 多様な診療科で構成される法人の医療体制を生かし、複数疾患を抱える患者や重症度の高い患者を積極的に受け入れ、適切な急性期医療を提供する。
- 重点医療以外の診療分野においても、高齢者に特有な疾患に対応した専門医療を提供する。
- 患者の身体機能・認知機能の低下を防ぎ、退院後の生活の質を確保するため、退院後の生活も視野に入れた医療を提供するとともに、患者の状態に応じた適切な入退院支援や、地域の医療機関や介護事業者、関係機関との連携等により、患者の地域生活の継続を支援する。
- 法人が提供してきた「治し支える医療」を、高齢者医療モデルとして確立し、その普及に取り組む。

## **(オ) 医療の質の確保・向上**

- 医師、医療技術職、看護師等の職員の専門性の向上、クリニカルパスの活用・検証、外部評価の受審などにより、医療の質の確保・向上を図る。
- 高齢者医療の専門病院として医療の質を表す指標を明確にし、その指標に基づき自らの医療を評価・検証し、継続的な改善に取り組む。

## **イ 地域医療の体制の確保**

高齢者の急性期医療を担うとともに、地域の医療機関や介護事業者、関係機関等との連携により切れ目のない地域医療の体制確保に貢献する。

## **(ア) 救急医療**

- 都民が安心できる救急医療の実現に貢献するため、地域救急医療センター及び二次救急医療機関としての役割を堅持し、複数疾患を抱える患者や重症度の高い患者の積極的な受け入れに取り組む。

## **(イ) 地域連携の推進**

- 患者の状況や治療法等の情報を地域の医療機関と共有し、疾病の早期発見・早期治療を目指す。
- 退院後も質の高いケアを受けられるよう、地域の医療機関や介護事業者、関係機関と連携し、適切な入退院支援を行うなど、在宅療養を支える地域の仕組みづくりに貢献する。
- 隣接する特別養護老人ホームなど地域の介護施設や関係機関と連携し、各施設の入所者に対して適切な医療が提供されるよう支援する。
- 地域の医療機関や関係機関とも連携し、災害拠点病院として、災害時の必要な運営体制を確保する。

## ウ 医療安全対策の徹底

医療の高度化や専門化に伴い、医療安全対策をより一層強化する。

- 都民から信頼される安全な医療を提供するため、医療事故防止対策及び院内感染防止対策を確実に実施するとともに、その効果を検証し、より有効な対策を継続して実施する。
- 医療の安全を確保するために、医療法（昭和23年法律第205号）に基づく医療事故調査制度に対応する。

## エ 患者中心の医療の実践・患者サービスの向上

- 相談体制の充実や患者の立場に立った接遇、患者アメニティの向上など、患者中心の医療を実践し、患者サービスの一層の向上に取り組む。
- これらの取組が、患者から見て信頼かつ満足できるものであるか、患者ニーズの把握等により、絶えずサービス内容を検証し、一層の改善に取り組む。

### (2) 高齢者の健康長寿と生活の質の向上を目指す研究

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、老年学専門の研究所として、高齢者を取り巻く様々な課題に総合的に取り組む。

特に高齢者が心身の健康を維持し地域での生活を継続するために重要なサルコペニア、フレイル、認知症などの研究を重点的に推進する。

また、公的研究機関としての役割を踏まえ、研究所の取組・成果を積極的に公表し、普及・還元を行っていく。

#### ア 高齢者に特有な疾患と老年症候群を克服するための研究

- 血管病、高齢者がん、認知症など高齢者に特有な疾患や、サルコペニア、フレイル等、高齢者特有の臨床症状である老年症候群の克服に向けて、研究を推進する。

#### イ 高齢者の地域での生活を支える研究

- 高齢者の社会参加の促進やフレイル予防に資する研究、認知症をはじめ疾患・障害を抱えた高齢者を支えるための研究など、高齢者の地域での生活を支える研究を推進する。

#### ウ 老年学研究におけるリーダーシップの発揮

- 高齢者ブレインバンクの活用や国内外の研究機関との更なるネットワークの強化等により、老年学研究や医学の発展に貢献する。
- 国内外の老年学関連学会において中心的な役割を果たすなど、老年学研究に

おけるリーダーシップを発揮する。

## エ 研究推進のための基盤強化と成果の還元

- 研究費獲得競争の激化、倫理指針対応や知的財産の管理・活用業務の複雑化等の課題に対応し、臨床研究を含む法人の研究全般を推進するための基盤を強化する。
- 法人外部の意見を活用するなど、研究成果の厳正な評価を行い、より効率的・効果的な研究活動を推進する。
- 研究成果として得た新技術や技術的知見を実用化するため、特許等の取得に努めるとともに、取得後はその意義・有用性を積極的に広報し、使用許諾を促進する。
- 公的研究機関として、多様な機会を通じて研究内容及び研究成果を公表するとともに、行政施策への提言を積極的に行うなど、研究成果のより一層の普及・還元を行う。

### (3) 医療と研究とが一体となった取組の推進

法人は、設立以来、臨床フィールドを活用した研究により、がんや認知症に関する高度な診断法を開発するとともに、病院と研究所双方の知見を生かし介護予防について区市町村に技術的助言を行うなど、医療と研究の密接な連携の下、様々な成果をあげてきた。

2025年に向けて高齢者を取り巻く様々な課題に対応するため、高齢者の疾病・介護予防から医療、介護それぞれの段階において、これまでの成果を踏まえ、病院と研究所を一体的に運営する法人の強みを一層発揮することが求められる。

このため、医療と研究とが一体となった取組を推進し、その知見やノウハウを社会に還元する。

#### ア トランスレーショナル・リサーチの推進（医療と研究の連携）

- 臨床研究及び病院と研究所の共同研究を一層推進し、研究成果の臨床応用、実用化へつなげる取組を推進する。

#### イ 認知症支援の推進に向けた取組

- 認知症高齢者とその家族の地域生活を支えるため、病院、研究所で培った知見、ノウハウを生かした認知症支援の推進に向けた取組を強化し、都の認知症施策に貢献する。

#### ウ 介護予防の推進及び健康の維持・増進に向けた取組

- 高齢者が心身の健康を維持し地域での生活を継続できるようにするため、病院、研究所で培った知見、ノウハウを生かした介護予防の推進及び健康の維持・

増進に向けた取組を強化し、都の介護予防施策に貢献する。

#### (4) 高齢者の医療と介護を支える専門人材の育成

今後、都内の医療、介護に対するニーズは大幅な増加が見込まれており、将来を見据えた専門人材の確保・育成が必要である。

法人が蓄積してきた高齢者医療・研究の実績や法人内で取り組んできた人材育成のノウハウを活用し、専門人材の育成を行う。

- 高齢者の医療・介護を支える身近な地域の専門人材の育成を引き続き推進する。
- 高齢者の医療・介護を支える専門人材の育成を全都的に推進する。
- 次代の高齢者医療・介護を担う専門人材や研究者の育成に取り組み、法人が有する高度な技術、成果等を継承する。

### 3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

地方独立行政法人としてのメリットを十分に発揮し、より効率的・効果的な運営により、その使命を果たす。中でも、法人事業がより一層の成果をあげるため、法人の認知度向上に向け発信力を強化し、都の高齢者医療・研究の拠点としてのプレゼンスを高めていく。

また、透明性・健全性を確保した法人運営を行う。

#### (1) 地方独立行政法人の特性を生かした業務の改善・効率化

- 地方独立行政法人として自律性を発揮し、効率的・効果的に業務を推進する。
- 質の高い医療・研究を継続的に行うため、都派遣職員の派遣解消計画を踏まえ、法人固有職員の計画的な採用を行う。
- 働きやすさに配慮した職場環境の整備や研修体系の工夫等、優れた人材の確保・定着や職員の専門性向上につながる取組を実施する。
- 法人の認知度向上、事業への理解促進に向け、都民、関係機関に対する情報発信力を強化する。

#### (2) 適切な法人運営を行うための体制の強化

- 法人内の各組織の権限・意思決定プロセスの明確化、業務監査の実施による内部監査体制の強化など、内部統制を着実に実施する。
- 法人運営の透明性・健全性を確保するため、外部の専門家等の意見を活用するとともに、業務実績や経営情報の公表など、積極的な情報公開に努める。
- 法令及び行動規範の遵守、倫理の徹底を図る。

## 4 財務内容の改善に関する事項

法人が事業を維持・発展させるためには、自律的な法人運営の基礎となる経営基盤を確立していく必要がある。

このため、収入の確保及びコスト管理の体制強化に取り組み、財務内容の改善を図っていく。

### (1) 収入の確保

- 患者の積極的な受入れ、適切な未収金対策などを実施するとともに、診療報酬改定に着実に対応し、医業収入を確保する。
- 競争的研究費や共同研究費、受託事業費など外部研究資金を獲得するとともに、研究成果の実用化に向けた取組の促進や、知的財産の積極的な活用を図る。

### (2) コスト管理の体制強化

- 電子カルテデータやDPCデータなど、各種データ等を用いた経営状況の分析を行う。
- 病院、研究所における部門ごとに、費用対効果の改善に向けた目標を設定し、進行管理を行う。
- 病院における部門ごとに、原価計算を行い、収支管理に活用する。

## 5 その他業務運営に関する重要事項（法人運営におけるリスク管理の強化）

安定的に業務を行うため、組織全体で様々な視点から法人運営に係るリスク分析及びリスク管理に取り組む。

- 個人情報の適切な管理を行い、事故防止対策を確実に実施する。
- 業務運営上必要な情報を適切に管理・共有し、組織的なリスクマネジメントを徹底する。
- 健全な業務活動を確保するため、職員の健康管理及び安全な職場環境の確保に取り組む。
- 災害や新型インフルエンザの発生等の非常時を想定し、法人内の危機管理体制をより一層強化する。